

第 1 0 6 号議案

足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例

(設置)

第 1 条 足立区における子ども施設に係る指定管理者が行う管理の業務の評価を適正に行うため、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(子ども施設の範囲)

第 2 条 この条例において「子ども施設」とは、足立区における保育の利用等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号）別表第 1 に定める保育所及び同条例別表第 2 に定める認可外保育施設をいう。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、子ども施設の管理を行う指定管理者の指定期間中における管理の業務に係る評価に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員 6 人以内をもって組織する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から調査審議が終了する日までとする。ただし、委員の任期は、1 年を超えないものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第 7 条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部改正)

2 足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例（平成 23 年足立区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例

第 1 条中「指定管理者が行う管理の業務の評価並びに」を削り、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改める。

第 2 条中「保育所及び」の次に「同条例」を加える。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区子ども施設指定管理者選定等審査会の項附属機関の名称の欄中「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改め、同項の次に次のように加える。

足立区子ども施設指定管理者評価委員会	日額 8 , 0 0 0 円
--------------------	----------------

（提案理由）

足立区子ども施設指定管理者評価委員会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。